

豊橋市体育施設利用料金減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市有体育施設に係る各条例に基づき、利用料金の免除及び減額の基準について定めるものとする。

(免除又は減額の対象となる施設)

第2条 利用料金を免除又は減額する施設は、次のとおりとする。

- (1) 豊橋公園内の豊橋球場、陸上競技場、硬式庭球場、軟式庭球場、武道館及び東田公園内の東田球場
- (2) 高師緑地青少年広場照明設備、向山運動広場照明設備、明海広場照明設備
- (3) 地区体育館（10館）
- (4) トレーニングセンター
- (5) 岩田総合球技場内の市民球技場、市民球場、市民庭球場、豊橋市民クラブハウス
- (6) 総合体育館
- (7) 万場調整池庭球場
- (8) 屋内プール・アイスアリーナ
- (9) 総合スポーツ公園サッカー場

(利用料金を免除する行事)

第3条 次の行事（行事を開催するための各種会議等を含む。）に係る利用料金は免除する。

- (1) 豊橋市（附属機関を含む）が主催又は共催する行事
- (2) 市内小中学校又は市内特別支援学校が行う部活動等の行事
- (3) 公益財団法人豊橋市スポーツ協会が主催する行事
- (4) 豊橋市が事務局又は構成員となっている実行委員会等が主催する行事
- (5) 豊橋市が認めた総合型地域スポーツクラブが主催する行事
- (6) スポーツ推進委員ブロック会議等で企画又は承認されたブロック行事及び校区体育行事
- (7) 社会福祉法に基づく市内社会福祉団体が行う、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者のスポーツ活動を主目的とする行事
- (8) 当該施設の指定管理者が市の承認を得て実施する自主事業

(利用料金を減額する行事)

第4条 次の行事等に係る利用料金は2分の1に減額する。

- (1) 公益財団法人豊橋市スポーツ協会が共催するスポーツ行事
 - (2) 公益財団法人豊橋市スポーツ協会の加盟団体が主催又は主管するスポーツ行事
 - (3) 市内高等学校が行う部活動等のスポーツ行事
 - (4) 屋外施設において、大会開催のための予備日として専用使用承認を受けたものを大会が順調に終了したために取り消すとき。ただし、すでに減額されている場合を除く。
- 2 前項に掲げるもののほか、特例かつ公益上必要な行事等に係る利用料金は原則2分の1に減額する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の利用料金は減額しない。

- (1) 屋外施設の照明設備利用料金
- (2) 個人利用料金及び個人利用の場合の附属設備利用料金等

(減額後利用料金の計算方法)

第5条 第4条第1項各号に該当する行事に係る減額後の利用料金は、利用日ごとの合計金額の2分の1に相当する額（10円未満の端数が生じた場合は10円に切り上げる。）とする。

(利用料金減免申請手続)

第6条 この要綱に基づき利用料金の減免を申請する者（以下「減免申請者」という。）は、各施設の関係規則に定められた利用料金減免申請書を当該施設の専用利用承認申請書に添えて、指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者が必要とするときは、減免申請者は第3条又は第4条第1項又は第2項に該当する行事であることを証明する書類のほか、行事の内容を明らかにする書類等を利用料金減免申請書に添付しなければならない。

(利用料金減免対象行事の通知)

第7条 市長は、第4条第2項に該当する行事を当該行事の利用承認申請期限前に、様式1により指定管理者に通知しなければならない。

(協議及び報告)

第8条 指定管理者は、この要綱に基づく申請を却下しようとするときは事前に市と協議しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金の減免を行ったときは市に報告をしなければならない。

(関係書類の保管)

第9条 指定管理者は、利用料金減免申請書及び第6条第2項に掲げる書類を5年間保管しなければならない。また、指定期間終了後は次の指定管理者に引き継がなければならない。

(その他事項)

第10条 指定管理者は、この要綱に基づく申請の取扱いに疑義が生じたときは、速やかに市と協議するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日以後の体育施設利用に係る利用料金の減免に適用する。
- 3 豊橋市体育施設利用者減免要綱（昭和57年4月1日）は、平成21年3月31日以前の体育施設使用に係る使用料の減免に適用し、平成21年4月1日に廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に利用料金の減免について承認を受け、又は申請をした者の当該利用に係る利用料金の額については、なお従前の例による。